



(施行規則第十六条の四関係)

廃棄物再生事業者登録証明書

下記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、
廃棄物再生事業者として登録されていることを証します。

平成18年 3月31日

東京都知事

石原 慎太郎

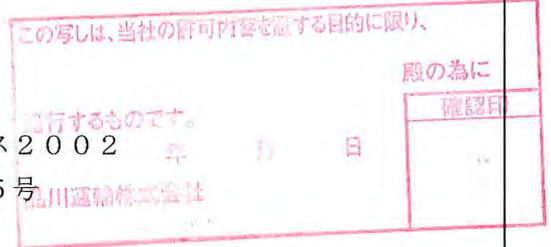


1 住所及び氏名

住所 東京都品川区東大井二丁目1番8号
氏名 品川運輸株式会社 代表取締役 毛塚 眞次

2 事業場の名称及び所在地

名称 京浜島リサイクルセンターリバース2002
所在地 東京都大田区京浜島二丁目15番5号



3 廃棄物の再生に係る事業の内容

金属くず、ペットボトルの再生事業

4 登録の年月日及び登録番号

登録年月日 平成18年 3月31日
登録番号 第285号

東京都

- 注1 この登録について、不服があるときは、この登録があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます(なお、この登録があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この登録の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 注2 この登録については、この登録があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)。処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この登録があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この登録の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。